小6 社会 政治 選ぶ（20問）　版J

なまえ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　日づけ：＿＿＿＿＿＿

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 政治を最終的に決める力が国民にあることを（　　）という
　ア 条例　イ 国民主権　ウ 多数決

(2) 働く義務のことを（　　）の義務という
　ア 勤労　イ 復興　ウ 予算

(3) 戦争を二度としないという憲法の原則を（　　）という
　ア 住民投票　イ 平和主義　ウ 条約

(4) 核兵器を持たない・つくらない・持ちこませないのが（　　）
　ア 非核三原則　イ 公開　ウ 条約

(5) 税金を納める義務を（　　）の義務という
　ア 裁判員制度　イ 納税　ウ 立法

(6) 戦争の放棄を定めた憲法の条文は（　　）である
　ア 第9条　イ 18さい　ウ 4年

(7) 国会は東京都千代田区の（　　）で開かれる
　ア 国土交通省　イ 外務省　ウ 国会議事堂

(8) 国会での議決は（　　）で行われる
　ア 普通選挙　イ 判決　ウ 多数決

(9) 国会が作る国のきまりを（　　）という
　ア 法律　イ 国事行為　ウ 裁判員制度

(10) 内閣は内閣総理大臣と（　　）で組織される
　ア 候補者　イ 国務大臣　ウ 裁判官

(11) 内閣の方針は（　　）で決められる
　ア 自衛隊　イ 閣議　ウ 簡易裁判所

(12) 裁判員裁判はふつう裁判官3人と裁判員（　　）で行われる
　ア 6人　イ 6年　ウ 1946年

(13) 裁判の最後に裁判官が（　　）を言いわたす
　ア 判決　イ 普通選挙　ウ 平和主義

(14) 多くの国民の意見である（　　）が政治に影響をあたえる
　ア 行政　イ 日本国憲法　ウ 世論

(15) 国会はふさわしくない裁判官をやめさせる（　　）を行う
　ア 裁判員制度　イ 立法　ウ 弾劾裁判

(16) 投票や開票の仕事は（　　）が行う
　ア 本会議　イ 選挙管理委員会　ウ 災害対策本部

(17) 選挙では（　　）の中から代表者を選ぶ
　ア 候補者　イ 国民　ウ 天皇

(18) 衆議院議員に立候補できるのは（　　）からである
　ア 4年　イ 3回　ウ 25さい

(19) 市や都道府県が独自に作るきまりを（　　）という
　ア 納税　イ 条例　ウ 非核三原則

(20) 市長や知事の任期は（　　）である
　ア 6人　イ 4年　ウ 30さい

小6 社会 政治 選ぶ（20問）　版Jの答え

※ 答えはア～ウの記号です。

（　　）に入る言葉をア～ウから1つ選んで、右の欄に記号を書きましょう。

(1) 政治を最終的に決める力が国民にあることを（　　）という　イ
　ア 条例　イ 国民主権　ウ 多数決

(2) 働く義務のことを（　　）の義務という　ア
　ア 勤労　イ 復興　ウ 予算

(3) 戦争を二度としないという憲法の原則を（　　）という　イ
　ア 住民投票　イ 平和主義　ウ 条約

(4) 核兵器を持たない・つくらない・持ちこませないのが（　　）　ア
　ア 非核三原則　イ 公開　ウ 条約

(5) 税金を納める義務を（　　）の義務という　イ
　ア 裁判員制度　イ 納税　ウ 立法

(6) 戦争の放棄を定めた憲法の条文は（　　）である　ア
　ア 第9条　イ 18さい　ウ 4年

(7) 国会は東京都千代田区の（　　）で開かれる　ウ
　ア 国土交通省　イ 外務省　ウ 国会議事堂

(8) 国会での議決は（　　）で行われる　ウ
　ア 普通選挙　イ 判決　ウ 多数決

(9) 国会が作る国のきまりを（　　）という　ア
　ア 法律　イ 国事行為　ウ 裁判員制度

(10) 内閣は内閣総理大臣と（　　）で組織される　イ
　ア 候補者　イ 国務大臣　ウ 裁判官

(11) 内閣の方針は（　　）で決められる　イ
　ア 自衛隊　イ 閣議　ウ 簡易裁判所

(12) 裁判員裁判はふつう裁判官3人と裁判員（　　）で行われる　ア
　ア 6人　イ 6年　ウ 1946年

(13) 裁判の最後に裁判官が（　　）を言いわたす　ア
　ア 判決　イ 普通選挙　ウ 平和主義

(14) 多くの国民の意見である（　　）が政治に影響をあたえる　ウ
　ア 行政　イ 日本国憲法　ウ 世論

(15) 国会はふさわしくない裁判官をやめさせる（　　）を行う　ウ
　ア 裁判員制度　イ 立法　ウ 弾劾裁判

(16) 投票や開票の仕事は（　　）が行う　イ
　ア 本会議　イ 選挙管理委員会　ウ 災害対策本部

(17) 選挙では（　　）の中から代表者を選ぶ　ア
　ア 候補者　イ 国民　ウ 天皇

(18) 衆議院議員に立候補できるのは（　　）からである　ウ
　ア 4年　イ 3回　ウ 25さい

(19) 市や都道府県が独自に作るきまりを（　　）という　イ
　ア 納税　イ 条例　ウ 非核三原則

(20) 市長や知事の任期は（　　）である　イ
　ア 6人　イ 4年　ウ 30さい